

平成23年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第1回審議会会議録の確認

市長挨拶

2 議 題

(1) 「平成24年度一般廃棄物処理計画（案）」について諮問

(2) 報告事項

ア 平成23年度可燃ごみ処理に係る支援の状況について

イ 平成24年度ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵応募作品の審査

結果について

(3) 「平成24年度小金井市一般廃棄物処理計画（案）」について審議

(4) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成22年度			平成23年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,063.2	83.5	1,146.7	1,047.6	56.1	1,103.7	△ 43.0	△ 3.75%
5月	1,184.1	64.6	1,248.7	1,098.4	59.6	1,158.0	△ 90.7	△ 7.26%
6月	1,237.7	65.1	1,302.8	1,076.5	58.1	1,134.6	△ 168.2	△ 12.91%
7月	1,233.3	62.7	1,296.0	1,061.8	57.3	1,119.1	△ 176.9	△ 13.65%
8月	1,097.2	59.1	1,156.3	1,082.9	58.9	1,141.8	△ 14.5	△ 1.25%
9月	1,063.8	64.9	1,128.7	1,044.1	68.5	1,112.6	△ 16.1	△ 1.43%
10月	1,125.0	57.4	1,182.4	1,005.7	61.3	1,067.0	△ 115.4	△ 9.76%
11月	1,162.3	64.9	1,227.2	1,074.3	66.9	1,141.2	△ 86.0	△ 7.01%
12月	1,213.2	64.0	1,277.2	1,098.3	58.8	1,157.1	△ 120.1	△ 9.40%
1月	1,044.4	53.6	1,098.0			0.0		
2月	914.2	52.5	966.7			0.0		
3月	1,048.6	59.4	1,108.0			0.0		
合 計	13,387.0	751.7	14,138.7	9,589.6	545.5	10,135.1	△ 830.9	△ 7.58%

平成23年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支 援 量 (搬入上限)	12月31日までの 搬入量(実績)	備 考 (構成市等)
多摩川衛生組合 (第2ブロック)	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	48,000	8,000	7,956	構成市：稲城市・狛江市・府中市・国立市
	平成23年11月16日～ 平成24年3月31日	48,000	1,000	735	構成市：同上 特別処理分
国分寺市 (第2ブロック)	平成23年12月1日～ 平成24年3月31日	42,000	1,200	312	
日野市 (第1ブロック)	平成23年12月2日～ 平成24年3月31日	48,000	800	404	
多摩ニュータウン環境組合 (第1ブロック)	平成23年12月12日～ 平成24年3月31日	47,000	500	183	構成市：八王子市・町田市・多摩市
昭島市 (第1ブロック)	平成24年1月4日～ 平成24年3月31日	48,000	400	0	
町田市 (第1ブロック)	平成24年1月4日～ 平成24年3月31日	45,100	900	0	
八王子市 (第1ブロック)	平成24年1月14日～ 平成24年3月31日	45,000	500	0	
三鷹市 (第2ブロック)	平成24年2月1日～ 平成24年3月30日	42,000	400	0	
合 計			13,700	9,590	

小環ご発第181号
平成24年 1月31日

小金井市廃棄物減量等推進審議会
会長 庄 司 元 様

小金井市長 稲葉孝彦



平成24年度一般廃棄物処理計画について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第29条の規定に基づき、
「平成24年度一般廃棄物処理計画」を定める必要があります。

つきましては、別紙のとおり定めたいと考えておりますので、「平成24年度一般
廃棄物処理計画（案）」に対する貴審議会の意見をお示してください。

平成24年度一般廃棄物処理計画（案）

平成24年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1～3
第1 平成23年度の状況	4～5
1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4
2 ごみ処理量の状況	5
第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について	6～11
1 ごみ処理計画	6
(1) ごみ中間処理及び資源化計画量（資源物回収分を除く）	6
(2) 資源物回収による資源化計画量	6
(3) 最終処分計画	6
2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定	7～9
(1) 発生実績（推定）・見込み量の算定	7
(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量	8
(3) 資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量	8
(4) 総資源化実績（推定）・見込み量の算定	9
3 ごみ減量計画及び達成に向けた施策	9～11
(1) ごみの減量計画	9
(2) ごみ減量達成に向けた施策	10～11
* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推測できるもの	11
第3 ごみの排出と収集及び処理	12～15
1 市指定収集袋による排出	12
2 収集の分別区分及び排出方法等	12～13
3 適正処理方法	13～15
(1) 収集方法	13～14
(2) 処理方法	14～15
第4 燃やすごみの処理	15
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	16
1 市民及び事業者の協力義務の内容	16
2 事業者の協力義務の内容	16
第6 処理施設の状況（整備）に関する事項	16～18
1 可燃ごみ処理施設	16～17
2 不燃ごみ処理施設	17
3 廃棄物最終処分場	18

第7	動物の死体処理について	18
1	市へ届け出るもの	18
2	市が収集するもの	18
3	処理方法	18
第8	し尿及び浄化槽汚泥の処理について	19
1	収集・運搬	19
2	し尿処理施設	19
第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	19~20
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	19
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	19
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	19
(3)	適正処理困難物	19
(4)	メーカーによる自主回収	20
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	20
2	処理方法の変更	20

別紙 平成24年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で
最大限のごみ減量を目指す

はじめに

- (1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、構成市（調布市、府中市、小金井市）から排出される廃棄物を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始し、施設の改修等を適時行いながら焼却業務を続けてきた。しかし、焼却施設の経年による劣化が著しくなり、平成19年3月末に全焼却炉を停止した。

この間、二枚橋衛生組合の構成各市は、施設の更新に向け平等の立場でさまざまな角度から協議を行ってきたが3市から排出される可燃ごみの全量を処理できる施設の二枚橋焼却場跡地での建替は困難との結論に至り、財産処分協議や構成各市議会での議論を経て平成22年3月末日をもって組合を解散した。

約半世紀という長期にわたり安全かつ安定的な焼却業務を継続できたことは、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力によるものであり深く感謝を申し上げます。

- (2) 当市では、組合の施設更新計画が困難な状況となり、焼却施設の老朽化が進行する中で、平成16年5月に国分寺市に対し将来の新ごみ処理施設の建設を含めて可燃ごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において多角的な視野から協議・検討を進めることとなり、新施設の建設場所は当市が責任をもって確保することとなった。

- (3) このため、当市では、平成19年6月に「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所について諮問を行い、1年3か月の審議を経て同委員会から平成20年6月に答申が提出された。この答申を尊重し、二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設建設場所として決定したいとする市の方針を、市民の皆さまに説明したが、地元を中心として建設に反対する意見は根強い状況となっている。

- (4) しかし、市の方針を明確にする必要があることから、平成22年3月末日に新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地として次のとおり決定し、当該用地を所有する調布市並びに府中市に対しては、跡地利用に係る理解を求めている。

【新ごみ処理施設の建設場所の決定について】

新ごみ処理施設の建設場所については、二枚橋焼却場用地とする。

なお、今後、建設実現のために不可欠な以下の2点の課題の解決に取り組んでいくものとする。

- (1) 組合解散後における当市が所有することとなる地積については、約3700㎡である。新ごみ処理施設を建設するためには、当該用地の全体が必要と見込まれることから、今後も関係市のご理解・ご協力を得ていくものとする。
- (2) 新ごみ処理施設の建設に当たり、周辺にお住まいの皆さまのご理解が得られるよう、地域との対話を継続的に行い、信頼関係の構築を図っていくものとする。

- (5) 新ごみ処理施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する可燃ごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況になったことに伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（以下「支援要綱」という。）に基づき、多摩地域の各市及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、当市の可燃ごみの処理を依頼している。

各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）において支援をお願いすることができた。

- (6) この支援協定に基づく当市の可燃ごみの受け入れは、平成29年4月に新ごみ処理施設を稼働させるとした「新ごみ処理施設建設に係るスケジュール」（平成18年11月策定）を確実に進捗させることが条件となっていたが、当市の力不足により、当初のスケジュールにあった平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所の決定ができなかったため、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。

これにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、日野市、多摩川衛生組合、三鷹市）に当市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市から支援をいただいた。

続く平成23年度は、前年度同様、多摩川衛生組合から支援をいただくことができたが、当市のごみ問題に対する取り組みに厳しい意見が高まりを見せ、各団体も受け入れに慎重な姿勢となり、まさに危機的な状況を迎えることとなった。しかし、市長も自らの職を賭して各団体へ支援の要請を行った結果、当初から支援をお願いした多摩川衛生組合に加え7団体（国分寺市、日野市、多摩ニュータウン環境組合

(構成市=八王子市、多摩市、町田市) 昭島市、町田市、八王子市、三鷹市) から支援をいただき、可燃ごみの全量処理を行った。

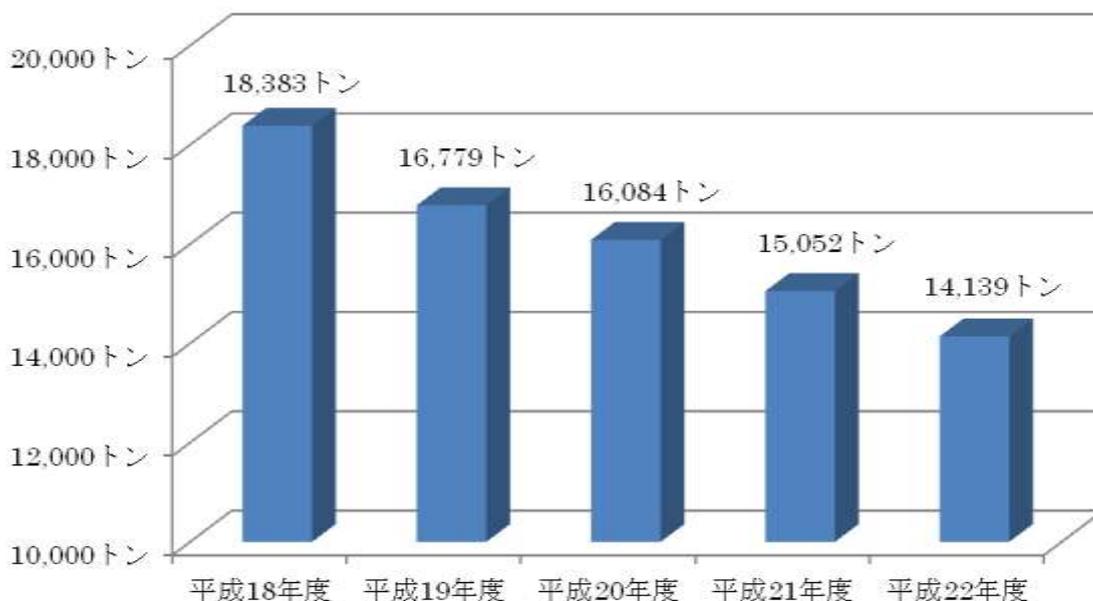
(7) こうした中で当市では、関係市の皆様へのご迷惑、ご負担を少しでも軽減するためにも可燃ごみの減量に努力を続け、平成22年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり621グラムと多摩地域では最小となり、全国の10万人以上50万人以下の地方公共団体の中でも、最も排出量が低い団体となっている。

このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別、枝木・落ち葉の堆肥化などの施策を背景にした、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様から心から感謝する。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する可燃ごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺にお住まいの皆さまはもちろん、当該市の皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成24年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、今後とも最大限のごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成24年度一般廃棄物処理計画を策定する。

【燃やすごみ処理量の推移】



平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆さま及び焼却施設周辺にお住まいの皆さまに、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1 平成23年度の状況

1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

(1) 新たな施策として、水切りモニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を実施した。その結果を持って次年度の更なる燃やすごみ減量の推進に取り組む際の重要な根拠となり、生ごみの水切りを行うことによる減量効果を市民に周知することにより、更なる燃やすごみの発生抑制につなげていく予定である。

また、ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る取り組みは、ごみゼロ化推進委員の皆様を「ごみの相談員」と位置付けた取り組みを、10月よりスタートさせ、各委員のご自宅に表示看板を取り付けていただき、市民へのより身近な分別指導を行えるよう体制を整える事が出来た。

(2) 充実させる施策として取り組んだ、一般家庭から排出された剪定枝のさらなる資源化を図るため、資源化回収を原則1束（袋）としたことにより、大幅な燃やすごみの削減を果たす結果となった。また、市内公立小中学校に設置する乾燥型生ごみ処理機を活用した一般家庭から排出される生ごみ夏休み投入及び土曜日投入活動が、地域住民のご理解により活用が広まり、機器の効率的活用による生ごみの資源化によりさらなる減量が図られた。

乾燥生ごみの戸別回収については、東日本大震災に伴う節電対策の影響から、電動式機器の利用を一時的に控える家庭もあったが、徐々に回復し、現在は継続的な運用が図られており、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を含めた機器の普及に努め、さらに、各種講習会を開催し、機器利用者の拡大と継続した機器活用のフォローに努めた。

(3) 継続させる施策として取り組んだ、単身者が居住する集合住宅に対する適正な排出指導、市施設ごみゼロ化行動計画の充実によるごみ排出量の削減、各団体が取り組む集団回収の拡大に向けた行政サポート等の取り組みを行った。

(4) 実施に向けて検討する施策として、ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みについては、本市に最適かつ実現可能な総合的な生ごみ等の循環型モデル事業化のシナリオの提案を目指し、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した、「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託」を実施し、この結果を踏まえ、今後のごみ減量施策の検討を行う。

2 ごみ処理量の状況

(1) 平成23年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量18,314 tに対し、その実績は18,002 tになる見込みである。

(2) 平成23年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成22年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成22年度の処理量と比較して1%減とする。

上記の減量目標に対し、平成23年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみは7.2%の減となり、減量目標に達する見込みであるが、不燃系ごみは5.2%の増となり、不燃系ごみについては平成23年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成23年度は、これまで4束以上を対象としていた剪定枝の資源化回収を1束からとしたことにより大幅な燃やすごみの減量が果たされたこと、また、一般家庭を中心としたごみ減量啓発によるごみ分別が徹底されたことにより、可燃系ごみの減量は引き続き見込まれるものの、一方、昨年度に続き不燃系ごみは増量化の傾向にあり、その要因は、分別の徹底により割り出されたもの以外の要因もあるため、これまでの推移と比較した場合、極端な増量は、単なる一過性のものとしてとらえるべきか否かについての判断は出来ないが、引き続き資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。その他、市の施策や啓発が伝わりにくい集合住宅の住居者を対象とした生ごみの水切り及び古紙分別の徹底指導を行うこと、また、事業者に対する啓発指導等、継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日あたりの発生量の目標613 g（集団回収34 gを除く）に対し、市民1人1日あたりの発生量は612 g（集団回収34 gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成24年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について

1 ごみ処理計画

(1) ごみ中間処理及び資源化計画量（資源物回収分を除く）

（単位：t）

分別区分		処理方法		平成24年度計画処理量
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼却		12,577
	粗大ごみ (可燃系)	資源化	木質粗大ごみをサーマルリサイクル	167
			ふとんをサーマルリサイクル	49
	小計			12,793
不燃系 ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,658
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	473
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化 鉄等金属を資源化	450
			燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,339
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破碎後、選別した廃プラスチック類等を固形燃料化	579
			埋め立て	61
小計			4,560	
有害ごみ		一部資源化・埋め立て		50
合計			17,403	

(2) 資源物回収による資源化計画量

（単位：t）

分別区分	平成24年度資源化計画量	
古紙	5,980	
布	743	
枝木・草葉	902	
乾燥生ごみ	戸別回収	17
	拠点回収	1
びん	1,067	
空き缶	353	
ペットボトル	349	
トレイ	13	
金属	109	
ペットボトルキャップ	3	
合計	9,537	

*資源物回収については、平成24年度資源化計画量＝平成24年度見込み量としている。

(3) 最終処分計画

（単位：t）

中間処理後残渣		
区分	処理方法及び処理量	
可燃焼却処理後残渣	エコセメント化	901
不燃破碎処理後残渣	埋め立て	61

※可燃焼却処理後残渣は、平成23年度燃やすごみの処理量（家庭系）と、平成23年度焼却灰発生量から焼却灰の発生量を算出し、平成24年度燃やすごみの計画処理量（家庭系）に乗じて算出した。

2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定

(1) 発生実績（推定）・見込み量の算定

(単位：t)

種 類	平成24年度見込み	平成23年度実績（推定）
可燃系ごみ	13,467	13,376
不燃系ごみ	4,608	4,576
資 源 物	9,537	9,472
有 害 ご み	50	50
合 計 (A)	27,662	27,474

(算出方法)

1 発生実績（推定）・見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の実績（推定）・見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理実績（推定）・見込み量」と「資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量」とし、それらを合算したものである。

2 発生実績（推定）・見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

○ 平成23年度実績（推定）

= 平成23年4月～9月発生実績 + 平成23年10月～平成24年3月発生実績(推定)量 (*)

(*) 平成23年10月～平成24年3月発生実績(推定)量

= 平成22年10月～平成23年3月発生量実績 × 平成23年4月～9月発生量実績の対前年増減率

なお、増減率の算出が困難な項目については、23年度発生実績(推定)量を23年度上半期実績値を参考とし推計した。

○ 平成24年度見込み

= 平成23年度発生実績(推定)量 × 人口伸び率(予測)

〔ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみを加味したものである。〕

(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成24年度 計画処理量	平成24年度 見込み	平成23年度 実績(推定)
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼却		12,577	13,239	13,149
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル		167	176	175
		布団をサーマルリサイクル		49	52	52
小計				12,793	13,467	13,376
不燃系 ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化(B) プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,658	1,675	1,664
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*)	473	478	475
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化(C) 鉄等金属を資源化	450	455	452
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*)	1,339	1,353	1,319
	粗大ごみ(不燃系)	選別	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等を固形燃料化	579	585	571
			埋め立て	61	62	95
小計				4,560	4,608	4,576
有害ごみ		一部資源化・埋め立て		50	50	50
合計				17,403	18,125	18,002

*別紙 平成24年度ごみ処理フロー図参照

- (算出方法) 1 平成24年度見込みは平成23年度実績(推定)量に人口伸び率(予測)を乗じたものである。
- 2 平成24年度計画処理量は、9頁3(1)「ごみの減量計画」の数値を反映させて得た数値である。
- (1) 可燃系：平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画5%)
- (2) 不燃系：平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画1%)
- 3 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量175t(見込み)及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。
- (*)ケミカルリサイクルとは、製品の科学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

(3) 資源物回収による資源化実績(推定)・見込み量

(単位：t)

分別区分	資源化実績(推定)・見込み量	
	平成24年度見込み	平成23年度実績(推定)
古紙	5,980	5,939
布	743	738
枝木・草葉	902	896
乾燥生ごみ	戸別回収	17
	拠点回収	1
びん	1,067	1,060
空き缶	353	350
ペットボトル	349	347
トレイ	13	13
金属	109	108
ペットボトルキャップ	3	3
合計(D)	9,537	9,472

*「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(4) 総資源化実績（推定）・見込み量の算定

(単位：t)

区分	収集後資源化 実績（推定）・見込み量 (B)+(C) (注)1		資源物回収による資源化実績 (推定）・見込み量(D) 注)2		総資源化 実績（推定）・見込み量 合計(E)	
	平成24年度 見込み	平成23年度 実績（推 定）	平成24年度 見込み	平成23年度 実績（推定）	平成24年度 見込み	平成23年度 実績（推定）
	3,961	3,910	9,537	9,472	13,498	13,382

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破砕施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(5) 総資源化率見込み（総資源化見込み量/発生見込み量：F/A）

48.8%（参考：平成22年度48.0% 平成23年度（見込み）48.7%）
 なお、焼却灰のエコセメント化を949tと見込み、総資源化率に加味すると、
 52.1%となる。

3 ごみの減量計画及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量計画

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の燃やすごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ、諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきた。しかしながら、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては増加が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す計画として、平成24年度の減量計画を設定する。

平成24年度の減量計画

① 可燃系ごみ：平成23年度の処理量と比較して5%減

② 不燃系ごみ(有害ごみを除く。)：平成23年度の処理量と比較して1%減

* 市民1人1日あたりの発生量の目標596g（集団回収分35gを除く）

参考 平成22年度実績 621g（集団回収32gを除く）

平成23年度見込み612g（集団回収34gを除く）

* 8頁(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量

(2) ごみ減量達成に向けた施策

市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるものについて、**本項 1 1 ページに記載**した。

① 新たに実施する施策

ア ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。

イ 東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたさらなるごみ減量を図る。

② 充実させる施策

ア 生ごみの水切り検証結果に基づく減量効果を周知し、燃やすごみの更なる減量を図る。

イ ごみ分別指導員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、更なる資源化率の向上を図る。

ウ 町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、生ごみの更なる減量を図る。

エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、中間処理場の活用も視野に入れたごみに関する意識の向上を図る。

オ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの更なる資源化を図る。

③ 継続させる施策

ア 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。

イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図る。

ウ J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

エ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。

オ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の拡充を図る。

カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

キ 集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、さらなる適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。

カ リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

キ 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。

ケ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。

ク 大規模事業所及び中小すべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。

***市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの** (単位：t)

減量方法	算出方法	減量効果
1 古紙の分別を徹底した場合の減量	① 1人1日あたりの燃やすごみの量 $294\text{g} \times 14.8\%$ (*1) $\times 365$ 日 =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量 $15,882\text{g}$ ② $15,882\text{g} \times 116,943\text{人} \times 10\%$ (*2) *1 古紙混入割合：平成23年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果を目指す目標：全人口の10%に対する新たな効果を見込む。	186
2 水切りを徹底した場合の減量	① 1世帯1日あたりの生ごみ排出量 505g (単身世帯は 109g) $\times 17.47\%$ (*3) $\times 365$ 日 =1世帯が水切りした場合の1年間の減量 (一般世帯： $32,202\text{g}$ 、単身世帯： $6,950\text{g}$) ② $(32,202\text{g} \times 31,391\text{世帯} + 6,950\text{g} \times 25,476\text{世帯}) \times 25\%$ (*4) *3 水切りによる減量率：平成22年11月調査による。 *4 指導の効果を目指す目標：全世帯の25%に対する新たな効果を見込む。	297
3 生ごみ処理機による減量	(1) 生ごみ処理機使用による平成24年度の新たな減量(投入量) 1世帯の年間生ごみ投入量 $105,040\text{g}$ \times 生ごみ処理機の台数 260 台 (*5) *5 23年度新たに1年間、継続的に稼動する生ごみ処理機の台数	27
	(2) 生ごみ乾燥物をごみとして出す量 ① 1世帯の年間生ごみ投入量 $105,040\text{g}$ \times 23年度1年間の乾燥型生ごみ処理機の新たな継続的稼動台数 211 台 $\times 1/7$ (*6) =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量 $3,166,205\text{g}$ ② $3,166,205\text{g} \times 18\%$ (*7) = 生ごみ乾燥物をごみとして新たに出される量 *6 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *7 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合：平成22年度アンケート調査	$\Delta 0.6$
4 剪定枝の資源回収による減量	平成22年度回収量合計に対する同年4月回収量の割合 3.3% \times 平成24年度見込み量 $902,151\text{k g}$ = 平成24年4月分見込み量 $29,771\text{k g}$ 平成24年4月分見込み量 $29,771\text{k g}$ - 平成23年度4月回収量 $16,215\text{k g}$ = 平成24年4月に新たに見込まれる量 (*8) *8 平成23年4月より、枝木・雑草は1束(袋)からの資源化を開始した。しかし、4月は移行期間のため、燃やすごみとして排出しても収集を行った。よって、平成24年4月分については、すべて資源化したものとみなし、新たに回収できる量として一部見込んだ。	14
合 計		523
平成24年度の可燃系ごみの発生見込み量 $13,467\text{t}$ に対する減量の割合		3.9%

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは450以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。）

2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	☆市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉（2袋まで）は透明又は半透明の袋に入れて排出する。	
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・硬質プラスチックなどのプラスチック	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	☆透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 *落ち葉については3袋以上	☆申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすごみとしても排出する
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 *（透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設11箇所）で拠点回収に持参可）	拠点回収は随時可

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	<p>☆8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。</p> <p>☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。</p> <p>☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。</p> <p>☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p> <p>☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。</p> <p>☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。</p>	<p>紙パックの拠点回収は随時</p> <p>布類は収集開始（朝8時30分）直前で雨天の場合は回収中止</p>
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶 卓上カセットボンベなど	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶 缶詰缶など	<p>☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。</p> <p>☆ペットボトルのふたは取って排出する。</p> <p>*（空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p>	<p>空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時</p>
金属	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	☆洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

3 適正処理方法

(1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法
燃やすごみ	週2回（委託）	<p>☆種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。</p>
プラスチックごみ	週1回（委託）	
燃やさないごみ	2週に1回（委託）	
有害ごみ	2週に1回（委託）	
粗大ごみ（注）	随時（委託）	
枝木・草葉	指定日（直営・委託）	
乾燥生ごみ	週1回（直営）	
古紙・布類	週1回（委託）	
スプレー缶	2週に1回（委託）	
金属		
空き缶		
ペットボトル		
びん		
トレイ	随時（委託）	☆種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。

紙パック		
ペットボトルキャップ	随時	(直営)

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化	
	処理方法	処理場所		
燃やすごみ	焼却 (委託)	☆家庭系一般廃棄物	支援先焼却施設	☆焼却灰をエコセメント化(二ツ塚処分場)
		☆事業系一般廃棄物	民間処理施設	☆焼却・溶融(ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化化合物生成による再資源化)(民間処理施設)
プラスチックごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
燃やさないごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計		
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
		※ふとんは中間処理をしていない		☆ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設)
				☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
				☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
				☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ

	破砕・選別 (委託)	☆上記以外の複 合素材 ☆金属 ☆破砕後のプラ スチック類等 ☆不燃ごみ		サイクル（民間処理施設） ☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場） ☆再使用可能なものを修理し販売 （シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所）
枝木・草葉	チップ化 (委託)		民間処理施設	☆堆肥化（民間処理施設）
乾燥生ごみ				☆堆肥化（小金井市中町肥料化実験施設）お よび民間処理施設
ペットボトル	選別・プレス (委託)		小金井市中町中間処 理施設	☆一部を（財）日本容器包装リサイクル協会 に引渡し資源化 ☆一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	穴あけ・プレス (委託)		小金井市中間処理場	☆資源化（民間処理施設）
金属	選別 (委託)	小金井市中町中間処 理施設		
空き缶	選別・プレス (委託)			
布	選別 (委託)			
びん	選別 (委託)		民間処理施設	
古紙				
トレイ	選別・減容 (委託)		民間処理施設	
ペットボトル キャップ				☆NPO 法人に寄付し資源化

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 可燃ごみの処理

- (1) 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と可燃ごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設（平成29年4月稼動予定）が稼動するまでの間、多摩地域の各市及び一部事務組合に可燃ごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- (2) 平成24年度における可燃ごみの処理委託先については、当面、〇〇からご支援を頂くことになるが、年間を通じての処理先を確保するには至っていない。このため、可燃ごみを安定的に処理するため、今後も全力を挙げて多摩地域の各団体に支援要請を行うものとする。

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用及び廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

1 可燃ごみ処理施設

- (1) 小金井市、調布市、府中市（国道20号以北）の可燃ごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場（調布市野水）は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
- (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し可燃ごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と可燃ごみを共同処理する新焼却施設建設に係る今後のスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、「新焼却施設建設に係るスケジュール」を同年11月6日に国分寺市に提示した。
- (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会（庁内検討委員会）において新焼却施設建設候補地2か所（ジャノメミシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地）の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日に本市は、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所については二枚橋焼却場用地とする」との答申を提出し終了した。

- (4) この後、当市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地を新ごみ処理施設の建設場所として利用することについて、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都から、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、当市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」との合意に達し、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月末に解散した。
- (6) 組合解散に伴い、当該跡地は等積で3分割し、各構成市に所有権が移転され、この分割された調布市・府中市の所有する土地を、現時点において小金井市で跡地利用させてもらうことについて了承が得られていない状況である。しかしながら、当市としては、他に新ごみ処理施設建設のための適地がなく、改めて跡地利用に係る市の方針を明確に定める必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進する。
- (7) 二枚橋焼却場の施設解体等工事については、総合評価方式（制限付一般競争入札方式）により、落札予定者を決定した後、契約を締結し、平成22年度から解体工事を開始している。なお、工事期間については、平成24年度末までを予定している。

2 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：東京都小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式：高速回転複合式堅型破砕機
- (4) 処理能力：30t/5h（30t/5h×1基）
- (5) 現状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
- (3) 構成市：小金井市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現 状

小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万 m³ で、平成22年度までに44.4%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかななくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	82	市内全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

2 し尿処理施設

(1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）

(2) 所在地：東京都武蔵村山市大南5-1

(3) 形式：希釈前処理方式

(4) 処理能力：6kℓ/日

(5) 構成市：小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

(6) 現状

組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)

(2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)

(3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、

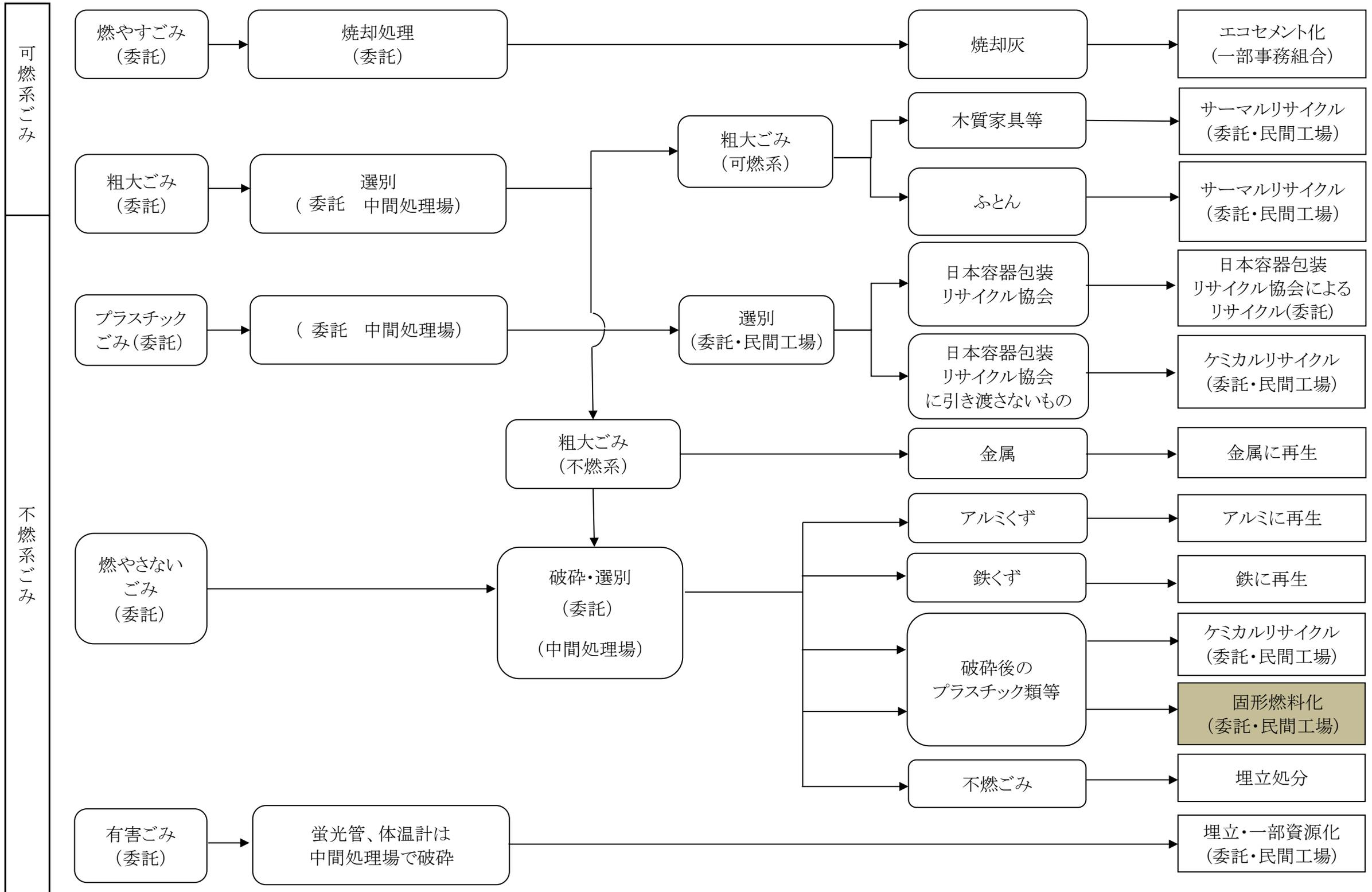
農薬、薬品、塗料等

(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))

- (4) オートバイ
(メーカーによる自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。



平成24年度一般廃棄物処理計画

算出資料

算出方法

1 平成23年度各廃棄物種類の算出(*)

$$\textcircled{1} \text{ 廃棄物等増減率} = \frac{\text{平成23年度4月～9月までの合計実績}}{\text{平成22年度4月～9月までの合計実績}}$$

② 平成23年度合計推計値

$$\text{平成23年4月～9月実績} + \text{平成23年10月～24年3月推計値}$$

$$(\text{平成23年10月～24年3月推計値} = \text{前年度下半期実績} \times \textcircled{1})$$

2 平成24年度各廃棄物種類の算出

① 平成24年度の人口推定値は、平成23年度人口から平成22年度人口の伸びた人数(796人)に平成23年度人口を加えて値とした。

$$(116,147 - 115,351) + 116,147 = 116,943 \text{人}$$

② 人口の伸び率

$$\text{平成24年度人口} \div \text{平成23年度人口} = 1.00685$$

③ 平成24年度合計推定量 = 平成23年度合計推定量 × ②

*前年実績が無いものなど、一部項目については、この方法ではない算出方法を使用した。

平成24年度一般廃棄物処理計画量および年度別推移

1 一般廃棄物の発生量見込み量

単位:t

一般廃棄物の種類	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
可燃系ごみ・資源物	23,153		22,008	△ 4.9	21,259	△ 3.4	20,967	△ 1.4	21,110	0.7
不燃系ごみ・資源物	5,921		5,958	0.6	6,224	4.5	6,457	3.7	6,502	0.7
有害ごみ	47		45	△ 4.3	47	4.4	50	6.4	50	0.0
合計	29,121		28,011	△ 3.8	27,530	△ 1.7	27,474	△ 0.2	27,662	0.7
人口(10月1日)	113,379		113,738	0.3	115,351	1.4	116,147	0.7	116,943	0.7
市民1人1日当たりの発生量 (集団回収含む)	703.7		674.7	△ 4.1	653.9	△ 3.1	646.3	△ 1.2	648.1	0.3

2 一般廃棄物の処理見込み量

一般廃棄物の種類	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
可燃系ごみ	16,364		15,333	△ 6.3	14,415	△ 6.0	13,376	△ 7.2	13,467	0.7
不燃系ごみ	4,088		4,097	0.2	4,351	6.2	4,576	5.2	4,608	0.7
有害ごみ	47		45	△ 4.3	47	4.4	50	6.4	50	0.0
合計	20,499		19,475	△ 5.0	18,813	△ 3.4	18,002	△ 4.3	18,125	0.7

3 一般廃棄物の資源化見込み量

資源物の種類	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
古紙	6,062		5,949	△ 1.9	6,017	1.1	5,939	△ 1.3	5,980	0.7
布	663		628	△ 5.3	694	10.5	738	6.3	743	0.7
乾燥生ごみ(拠点)	4		4	-	2	-	1	△ 50.0	1	0.0
乾燥生ごみ(戸別)	-		-	-	12	-	17	-	17	0.0
剪定枝	60		94	-	119	-	896	652.9	902	0.7
可燃系計	6,789		6,675	△ 1.7	6,844	2.5	7,591	10.9	7,643	0.7
ビン類	1,048		1,061	1.2	1,054	△ 0.7	1,060	0.6	1,067	0.7
缶類	351		355	1.1	361	1.7	350	△ 3.0	353	0.9
ペットボトル	318		321	0.9	334	4.0	347	3.9	349	0.6
トレー	13		13	0.0	13	0.0	13	0.0	13	0.0
ペットキャップ	-		2	-	2	0.0	3	0.0	3	0.0
金属	103		109	5.8	109	0.0	108	△ 0.9	109	0.9
不燃系計	1,833		1,861	1.5	1,873	0.6	1,881	0.4	1,894	0.7
合計	8,622		8,536	△ 1.0	8,717	2.1	9,472	8.7	9,537	0.7

4 一般廃棄物の施設資源化見込み量

資源物の種類	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
容器包装再商品化	1,547		1,580	2.1	1,621	2.6	1,664	2.7	1,675	0.7
ケミカルリサイクル	1,840		1,890	2.7	2,148	13.7	1,794	△ 16.5	1,831	2.1
金属類	415		409	△ 1.4	448	9.5	452	0.9	455	0.7
固形燃料化(布団)	45		-	-	49	-	-	-	-	-
チップ化(可燃系粗大)	-		236	-	227	-	-	-	-	-
合計	3,847		4,115	7.0	4,493	9.2	3,910	△ 13.0	3,961	1.3

* 容器包装再商品化は、日本容器包装リサイクル協会を通じたりサイクル量を示す。
選別施設への搬入量と、選別施設における選別の比率を推計し、乗じることで算出した。

5 総資源化見込み量

種別	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
収集資源化量	8,622		8,536	△ 1.0	8,717	2.1	9,472	8.7	9,537	0.7
施設資源化量	3,847		4,115	7.0	4,493	9.2	3,910	△ 13.0	3,961	1.3
合計	12,469		12,651	1.5	13,210	4.4	13,382	1.3	13,498	0.9

6 総資源化率見込み

	20年度実績		21年度実績		22年度実績		23年度推計		24年度推計	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
総資源化率(%)	42.8		45.2	105.5	48.0	6.2	48.7	1.5	48.8	0.2

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

■古紙・布(合計=古紙・布の日+集団回収)

単位:kg

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	557,910	631,369	583,153	539,577	562,684	491,477
5	621,490	593,217	509,115	440,341	524,033	499,599
6	509,993	498,028	502,269	494,736	451,591	476,570
7	560,247	590,090	540,900	497,908	503,000	473,269
8	561,777	523,494	400,431	441,272	465,352	465,188
9	547,988	521,106	532,983	511,615	453,389	515,419
小計	3,359,405	3,357,304	3,068,851	2,925,449	2,960,049	2,921,522
10	553,016	574,774	500,169	456,694	471,425	(465,289)
11	569,919	540,939	433,296	500,314	522,152	(515,356)
12	624,154	607,059	543,711	546,309	558,258	(550,992)
1	619,331	584,926	545,025	527,964	520,599	(513,823)
2	491,521	480,030	417,076	438,803	433,108	(427,471)
3	575,715	577,959	552,407	553,476	551,547	(544,368)
小計	3,433,656	3,365,687	2,991,684	3,023,560	3,057,089	3,017,299
合計	6,793,061	6,722,991	6,060,535	5,949,009	6,017,138	5,938,821

☆22年度4～9月までの合計＝
2,960,049 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
2,921,522 ②

☆増減率＝②÷①＝
0.9870 ③

☆23年度推定量＝

5,938,821 5,939t

☆24年度推定量＝

23年度推定量×人口伸び率＝

5,979,522 5,980t

集団回収	1,385
行政回収	4,595

■布(合計=古紙・布の日+集団回収)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	57,691	59,161	67,545	80,100	63,607	79,584
5	66,730	96,809	77,811	79,680	87,258	79,815
6	69,300	64,263	52,504	50,255	58,001	64,960
7	40,780	43,532	50,945	52,561	58,085	61,984
8	54,955	50,350	45,230	51,914	49,971	41,048
9	45,520	38,631	37,405	42,706	39,201	51,206
小計	334,976	352,746	331,440	357,216	356,123	378,597
10	58,993	66,690	69,072	68,515	67,651	(71,920)
11	69,181	66,915	68,492	55,960	64,096	(68,141)
12	66,332	58,116	60,472	54,661	67,770	(72,047)
1	48,132	52,790	56,699	54,323	62,300	(66,232)
2	39,951	36,402	29,750	31,191	38,525	(40,956)
3	60,125	43,011	47,151	6,291	37,817	(40,204)
小計	342,714	323,924	331,636	270,941	338,159	359,500
合計	677,690	676,670	663,076	628,157	694,282	738,097

☆22年度4～9月までの合計＝
356,123 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
378,597 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.0631 ③

☆23年度推定量＝

738,097 738t

☆24年度推定量＝

23年度推定量×人口伸び率＝

743,155 743t

集団回収	70
行政回収	678

■布団

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	4,460	3,970	4,580	4,400	4,630	4,360
5	3,810	5,380	3,770	3,380	4,680	2,840
6	4,140	4,860	3,590	4,350	4,680	6,270
7	4,020	3,320	4,650	3,610	3,310	4,350
8	5,020	3,350	3,840	4,780	5,130	5,840
9	4,200	3,690	3,460	2,860	4,190	4,370
小計	25,650	24,570	23,890	23,380	26,620	28,030
10	5,100	4,890	4,400	4,690	3,710	(3,907)
11	3,380	3,340	2,600	3,040	3,370	(3,549)
12	4,740	3,350	4,990	4,700	5,190	(5,465)
1	2,250	3,180	2,670	2,780	2,650	(2,790)
2	2,670	2,930	2,480	1,450	3,130	(3,296)
3	2,980	3,990	3,640	4,640	4,350	(4,580)
小計	21,120	21,680	20,780	21,300	22,400	23,587
合計	46,770	46,250	44,670	44,680	49,020	51,617

☆22年度4～9月までの合計＝
26,620 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
28,030 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.0530 ③

ぜひご利用ください。

☆23年度推定量＝

51,617 52t

☆24年度推定量＝

23年度推定量×人口伸び率＝

51,971 52t

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

■トレー(拠点回収)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	1,910	1,100	1,110	1,110	1,130	1,080	☆22年度4～9月までの合計＝ 6,390 ①
5	1,500	1,090	1,110	1,050	1,170	1,120	
6	1,320	1,070	1,090	1,110	1,050	1,170	
7	1,170	1,080	1,080	950	1,030	1,040	☆23年度4～9月までの合計＝ 6,328 ②
8	970	1,080	990	1,030	960	1,060	
9	1,010	1,000	1,070	1,050	1,050	858	☆増減率＝②÷①＝ 0.9903 ③
小計	7,880	6,420	6,450	6,300	6,390	6,328	
10	1,050	1,200	1,220	1,060	1,110	(1,099)	☆23年度推定量＝ 12,855 13t
11	990	1,070	1,000	1,100	1,130	(1,119)	
12	1,100	1,080	1,240	1,120	1,150	(1,139)	
1	1,070	1,140	1,180	1,010	1,070	(1,060)	☆24年度推定量＝ 23年度推定量×人口伸び率＝ 12,943 13t
2	930	1,100	1,050	980	1,050	(1,040)	
3	1,050	1,140	1,140	1,180	1,080	(1,070)	
小計	6,190	6,730	6,830	6,450	6,590	6,527	
合計	14,070	13,150	13,280	12,750	12,980	12,855	

■金属

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	9,470	10,540	10,010	10,210	10,370	9,360	☆22年度4～9月までの合計＝ 54,090 ①
5	10,280	11,050	9,780	9,340	10,250	11,020	
6	8,750	8,250	7,890	9,060	8,880	9,120	
7	7,110	8,180	8,630	8,640	8,430	7,290	☆23年度4～9月までの合計＝ 53,880 ②
8	8,500	7,840	7,180	8,260	7,630	8,600	
9	8,710	7,380	8,040	8,980	8,530	8,490	☆増減率＝②÷①＝ 0.9961 ③
小計	52,820	53,240	51,530	54,490	54,090	53,880	
10	9,250	9,750	9,560	9,650	8,960	(8,925)	☆23年度推定量＝ 108,477 108t
11	8,990	8,890	7,570	8,290	9,540	(9,503)	
12	9,750	9,350	9,600	9,790	11,280	(11,236)	
1	8,860	8,190	8,590	9,030	8,960	(8,925)	☆24年度推定量＝ 23年度推定量×人口伸び率＝ 109,220 109t
2	7,110	6,490	6,860	7,400	6,990	(6,963)	
3	8,920	9,320	9,000	10,350	9,080	(9,045)	
小計	52,880	51,990	51,180	54,510	54,810	54,597	
合計	105,700	105,230	102,710	109,000	108,900	108,477	

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

燃やすごみ処理量(焼却処理量)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	1,403,574	1,350,350	1,460,400	1,274,850	1,146,684	1,103,652	☆22年度4～9月までの合計＝ 7,279,262 ①
5	1,719,488	1,578,750	1,483,110	1,355,510	1,248,719	1,157,984	☆23年度4～9月までの合計＝ 6,769,700 ②
6	1,680,408	1,467,990	1,370,320	1,355,310	1,302,821	1,134,540	☆増減率＝②÷①＝ 0.9300 ③
7	1,650,377	1,500,260	1,500,300	1,388,080	1,296,073	1,119,107	
8	1,583,672	1,384,900	1,316,890	1,225,996	1,156,275	1,141,792	
9	1,475,299	1,338,500	1,383,370	1,275,230	1,128,690	1,112,625	
小計	9,512,818	8,620,750	8,514,390	7,874,976	7,279,262	6,769,700	
10	1,634,830	1,451,980	1,407,960	1,288,342	1,182,380	(1,099,611)	☆23年度推定量＝ 13,148,952 13,149t
11	1,506,005	1,395,990	1,292,250	1,188,942	1,227,216	(1,141,309)	
12	1,590,082	1,456,660	1,448,120	1,359,466	1,277,226	(1,187,818)	
1	1,466,209	1,361,790	1,203,580	1,130,947	1,097,960	(1,021,101)	☆24年度推定量＝ 23年度推定量×人口伸び率＝ 13,239,067 13,239t
2	1,248,956	1,203,690	1,039,300	990,468	966,677	(899,008)	
3	1,423,760	1,287,750	1,178,800	1,219,269	1,107,965	(1,030,405)	
小計	8,869,842	8,157,860	7,570,010	7,177,434	6,859,424	6,379,252	
合計	18,382,660	16,778,610	16,084,400	15,052,410	14,138,686	13,148,952	

燃やさないごみ・プラスチックごみ処理量(中間処理場処理量)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	328,830	389,060	382,880	369,140	377,936	379,244	☆22年度4～9月までの合計＝ 2,169,294 ①
5	364,950	401,360	364,320	353,590	376,870	393,927	☆23年度4～9月までの合計＝ 2,281,628 ②
6	335,250	342,650	317,800	331,310	355,513	374,160	☆増減率＝②÷①＝ 1.0518 ③
7	351,480	353,460	351,500	352,390	353,742	357,315	
8	366,040	379,350	319,060	331,960	365,369	389,392	
9	333,660	328,670	324,460	331,070	339,864	387,590	
小計	2,080,210	2,194,550	2,060,020	2,069,460	2,169,294	2,281,628	
10	347,850	380,180	369,320	353,780	350,812	(368,978)	☆23年度推定量＝ 4,576,248 4,576t
11	334,610	366,550	299,230	313,780	363,760	(382,597)	
12	348,770	376,520	363,650	353,710	383,447	(403,303)	
1	380,810	382,440	356,660	359,620	385,407	(405,365)	☆24年度推定量＝ 23年度推定量×人口伸び率＝ 4,607,611 4,608t
2	289,160	316,480	283,220	275,930	304,571	(320,343)	
3	339,410	363,570	355,370	370,460	393,649	(414,034)	
小計	2,040,610	2,185,740	2,027,450	2,027,280	2,181,646	2,294,620	
合計	4,120,820	4,380,290	4,087,470	4,096,740	4,350,940	4,576,248	

施設資源化量(鉄・アルミ・破碎不適物)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	31,170	40,980	39,170	37,280	39,720	38,860	☆22年度4～9月までの合計＝ 221,680 ①
5	30,470	35,310	35,890	35,220	37,310	35,530	☆23年度4～9月までの合計＝ 223,010 ②
6	27,620	32,450	29,500	31,980	35,070	39,260	☆増減率＝②÷①＝ 1.0060 ③
7	31,260	31,530	31,390	33,910	40,010	33,820	
8	32,580	34,660	34,090	32,610	37,160	35,400	
9	31,590	28,310	33,720	31,940	32,410	40,140	
小計	184,690	203,240	203,760	202,940	221,680	223,010	
10	32,710	36,950	41,260	36,260	37,530	(37,755)	☆23年度推定量＝ 451,663 452t
11	28,370	39,330	28,870	35,950	38,180	(38,409)	
12	39,990	38,800	42,300	36,620	44,050	(44,314)	
1	14,520	34,870	33,590	32,420	32,060	(32,252)	☆24年度推定量＝ 23年度推定量×人口伸び率＝ 454,758 455t
2	11,860	26,620	27,290	24,700	31,360	(31,548)	
3	30,420	39,130	36,750	39,860	44,110	(44,375)	
小計	157,870	215,700	210,060	205,810	227,290	228,653	
合計	342,560	418,940	413,820	408,750	448,970	451,663	

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

有害ごみ

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	4,060	3,740	3,810	3,400	3,270	4,070
5	4,630	4,060	3,990	3,650	3,500	3,360
6	3,740	2,600	2,920	3,010	3,150	3,970
7	3,100	3,740	3,090	3,300	3,260	2,910
8	4,060	3,240	2,880	3,200	3,480	3,200
9	3,810	3,490	3,410	3,390	3,240	3,440
小計	23,400	20,870	20,100	19,950	19,900	20,950
10	3,740	4,380	4,560	3,450	3,590	(3,779)
11	4,060	3,740	3,410	3,460	7,220	(7,601)
12	5,950	5,450	5,010	5,130	5,000	(5,264)
1	5,950	6,270	5,860	6,320	4,700	(4,948)
2	3,170	3,170	3,140	3,060	3,050	(3,211)
3	3,810	3,810	5,200	3,570	3,862	(4,066)
小計	26,680	26,820	27,180	24,990	27,422	28,869
合計	50,080	47,690	47,280	44,940	47,322	49,819

☆22年度4～9月までの合計＝
19,900 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
20,950 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.0528 ③

☆23年度推定量＝
49,819 50t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
50,160 50t

粗大ごみ総量(布団込みの数値を記載)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	72,283	72,030	75,730	71,280	73,900	84,390
5	69,688	68,110	65,250	61,940	68,170	68,750
6	54,469	56,170	51,930	57,460	63,750	83,470
7	75,965	51,780	62,480	60,500	62,440	70,270
8	71,226	67,680	56,610	63,590	76,010	80,300
9	415,033	52,860	60,010	57,970	60,890	75,600
小計	758,664	368,630	372,010	372,740	405,160	462,780
10	70,471	63,940	63,940	65,850	64,810	(74,027)
11	70,626	66,190	66,190	58,610	69,150	(78,984)
12	47,181	60,600	60,600	60,400	80,000	(91,377)
1	52,029	53,580	53,580	50,810	52,200	(59,624)
2	67,914	47,990	47,990	50,960	62,430	(71,309)
3	380,169	68,440	68,440	77,170	79,100	(90,349)
小計	688,390	360,740	360,740	363,800	407,690	465,670
合計	1,447,054	729,370	732,750	736,540	812,850	928,450

☆22年度4～9月までの合計＝
405,160 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
462,780 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.1422 ③

☆23年度推定量＝
928,450 928t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
934,813 935t

H23年度粗大実績

月	可燃系粗大	布団	不燃系粗大	合計
4	18,630	4,360	61,400	84,390
5	14,920	2,840	50,990	68,750
6	15,090	6,270	62,110	83,470
7	13,940	4,350	51,980	70,270
8	9,980	5,840	64,480	80,300
9	14,380	4,370	56,850	75,600
小計	86,940	28,030	347,810	462,780
10				0
11				0
12				0
1				0
2				0
3				0
小計	0	0	0	0
合計	86,940	28,030	347,810	462,780
比率	18.8%	6.1%	75.2%	100.0%
比率	20.0%	—	80.0%	100.0%

22年度実績値

粗大合計	812,850kg	813t
布団	49,020kg	49t
可燃系	227,280kg	227t
不燃系	536,550kg	537t

23年度推計値

粗大合計	928,450kg	928t
布団	51,617kg	52t
可燃系	175,346kg	175t
不燃系	701,487kg	701t

24年度推計値

粗大合計	934,813kg	935t
布団	51,971kg	52t
可燃系	176,548kg	176t
不燃系	706,294kg	706t

21年度実績値

粗大合計	736,540kg	737t
布団	44,680kg	45t
可燃系	236,160kg	236t
不燃系	455,700kg	456t

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

$\frac{1.00685}{1.00685}$ を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

プラスチック資源化量(廃プラ資源化処理委託:選別施設への引渡量)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	202,810	196,390	202,950	173,320	185,780	170,210
5	231,170	215,610	195,190	178,080	172,220	190,270
6	212,700	184,350	174,580	171,540	177,790	175,750
7	203,520	199,890	186,130	185,200	170,170	175,080
8	220,270	199,140	169,320	161,370	175,470	186,490
9	199,900	179,510	172,500	171,720	173,850	177,070
小計	1,270,370	1,174,890	1,100,670	1,041,230	1,055,280	1,074,870
10	204,140	202,350	184,480	172,340	163,130	(166,158)
11	197,400	181,550	153,350	157,430	175,770	(179,033)
12	192,990	186,870	171,010	165,340	168,700	(171,832)
1	229,600	211,650	202,640	190,800	196,840	(200,494)
2	171,490	177,560	147,970	152,020	155,120	(158,000)
3	193,880	176,560	173,410	185,970	184,750	(188,180)
小計	1,189,500	1,136,540	1,032,860	1,023,900	1,044,310	1,063,697
合計	2,459,870	2,311,430	2,133,530	2,065,130	2,099,590	2,138,567

☆22年度4～9月までの合計＝
1,055,280 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
1,074,870 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.0186 ③

☆23年度推定量＝
2,138,567 \times 2,139t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
2,153,223 \times 2,153t

剪定枝

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4			240	4,165	3,990	16,215
5			3,900	7,860	8,760	77,840
6			4,400	10,795	11,495	108,255
7			1,430	10,025	11,825	66,835
8			120	9,310	5,365	72,545
9			5,875	10,425	15,215	106,315
小計			15,965	52,580	56,650	448,005
10			11,860	7,250	14,045	
11			9,480	12,825	18,405	
12			12,920	12,880	18,395	
1			4,935	2,830	3,435	
2			2,525	1,465	4,400	
3			2,685	3,750	4,080	
小計			44,405	41,000	62,760	0
合計			60,370	93,580	119,410	448,005

☆22年度4～9月までの合計＝
56,650 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
448,005 ②

☆増減率＝②÷①＝
7.9083 ③

☆23年度推定量＝
4月～9月実績×2
896,010 \times 896t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝

902,151 \times 902t

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

拠点回収 乾燥生ごみ

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4			221	257	107	114
5			153	311	298	88
6			192	292	396	109
7			271	345	236	201
8			210	357	181	88
9			281	301	101	136
小計			1,328	1,863	1,319	736
10			441	304	71	(40)
11			237	343	66	(37)
12			462	347	118	(66)
1			434	332	154	(86)
2			390	326	148	(83)
3			402	290	98	(55)
小計	0	0	2,366	1,942	655	367
合計	0	0	3,694	3,805	1,974	1,103

☆22年度4～9月までの合計＝
1,319 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
736 ②

☆増減率＝②÷①＝
0.5580 ③

☆23年度推定量＝
1,103 1t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
1,111 1t

ペットボトルキャップ

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4			0	114	167	260
5			0	157	190	205
6			0	128	204	219
7			0	203	200	253
8			0	216	276	281
9			0	286	250	307
小計				1,104	1,287	1,525
10			0	211	285	(338)
11			0	181	247	(293)
12			0	211	244	(289)
1			0	161	119	(141)
2			80	182	160	(190)
3			142	136	137	(162)
小計	0	0	222	1,082	1,192	1,413
合計	0	0	222	2,186	2,479	2,938

☆22年度4～9月までの合計＝
1,287 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
1,525 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.1853

☆23年度推定量＝
2,938 3t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
2,958 3t

戸別回収 乾燥生ごみ

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4					329	977
5					273	1,034
6					652	1,199
7					888	849
8					1,105	972
9					1,168	1,044
小計					4,415	6,075
10					1,422	(1,957)
11					1,385	(1,906)
12					1,303	(1,793)
1					1,308	(1,800)
2				154	1,061	(1,460)
3				148	1,107	(1,523)
小計	0	0	0	302	7,586	10,439
合計	0	0	0	302	12,001	16,514

☆22年度4～9月までの合計＝
4,415 ①

☆23年度4～9月までの合計＝
6,075 ②

☆増減率＝②÷①＝
1.3760

☆23年度推定量＝
16,514 17t

☆24年度推定量＝
23年度推定量×人口伸び率＝
16,627 17t

平成24年度燃やすごみ（家庭系）の減量効果の推計にかかる算出資料

	項目	数・量		備考	
平成23年度の処理量(推計)	22年度4月～9月(実績)	6,879,290kg	ア		
	23年度4月～9月(実績)	6,411,260kg	イ		
	(増減率)	0.932	ウ	イ÷ア	
	23年度下期推計	6,065,167kg	エ	前年度下期6,507,690kg×0.932	
	23年度の推計	12,476,427kg	オ	イ+エ	
平成24年度の処理量(推計)	人口の伸び率	1.00685	カ		
	24年度の推計	12,561,891	キ	オ×カ	
	24年度人口推計	116,943人	ク		
	1人1日あたりの燃やすごみの量	294g	ケ	キ÷ク÷365日	
	ケのうち生ごみの割合(単身)	37.2%	コ	平成23年度 組成分析による	
	ケのうち生ごみの割合(一般)	57.3%	サ	平成23年度 組成分析による	
	1世帯1日あたりの生ごみの排出量	一般世帯	505g	シ	ケ×サ×3人(1世帯あたり約3人)
単身世帯		109g	ス	ケ×コ(1世帯あたり約1人)	
生ごみ処理機による生ごみの減量の減量	投入可能なものの割合	80%	セ	投入可能な食品の割合を80%とする	
	年間継続的稼働日数	260日	ソ	5日/週×52週とする	
	1世帯の年間生ごみ投入量	105,040g	タ	シ×セ×ソ	
	年間継続的稼働台数(平成24年度の新たな稼働台数)	260台	チ	別表のとおり	
	電動式乾燥型の年間継続的稼働台数	1,973台	ツ	別表のとおり	
	年間の生ごみ乾燥物の生成量	29,606,274g	テ	タ×ツ(電動式乾燥型)×1/7	
	生ごみ乾燥物の戸別回収見込量	14.80t		テ×50%(市回収、拠点回収に出している人/22年度アンケート調査)	
	ごみとして排出される生ごみ乾燥物の量	5,329,129g	ト	テ×18%(ごみとして排出すると答えた人/22年度アンケート調査)	
水切りによる減量	24年度世帯数推計	56,867世帯			
	単身世帯数	25,476世帯			
	一般世帯数	31,391世帯			
	水切りによる減量率	17.47%	ナ	平成22年11月調査	
	1世帯1年間水切りした場合の減量	一般世帯	32,202g		シ×ト×365日
		単身世帯	6,950g		ス×ト×365日
水切り指導の効果目標(平成24年度の新たな効果目標)	約25%の世帯			全世帯数の約40%の世帯に対する新たな効果を見込む。	
古紙混入防止による減量	燃やすごみの古紙混入率	14.8%	ニ	平成23年度 組成分析による	
	1人1年間古紙混入防止した場合の減量	15,882g		ケ×ニ×365日	
	古紙分別の効果目標(平成24年度の新たな効果目標)	人口の約15%		全人口の約15%の人口に対する新たな効果を見込む。	

家庭系生ごみ処理機の補助台数および年間継続的稼働台数（推計）

（単位：台）

年度 補助台数 種類		23年度(推計)		継続的に稼働している台数（補助台数の78%）			
		（ ）内は12月 まで実績	23年度 までの合 計台数	23年度まで の台数× 78%	24年度の状況		
					予算要求 状況	継続的稼働台数(見込み)	
						予算要求の 1/2	予算要求の1/2 の78%
		296 (222)	3,252	2,537	370	185	144
内 訳	コンポスト	1 (1)	66	51	10	5	4
	手動式	29 (22)	61	48	10	5	4
	電動式 (乾燥型)	157 (118)	2,375	1,853	266	133	104
	電動式 (ハイタイプ)	95 (71)	736	574	84	42	33

* 生ごみ処理機の年間の継続的稼働台数は補助台数の78%とする。(平成22年度実施アンケート調査)

* 24年度の継続的稼働台数の算出は、年間補助台数（予算要求台数）の1/2とし、その78%とする。

ただし、23年度の継続的稼働台数についても、23年度の補助台数の1/2とし、その78%と見込まれるため、その同台数を加え、23年度の継続的稼働台数とする。

ごみの減量目標及び達成に向けた施策

【平成23年度から平成24年度への移行】

平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施策《案》		
施策の表題		移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
①	新たに実施する施策			
ア	水切り実験モニターを募り、一般家庭の生ごみ水切り効果の検証を行い、その結果を持って、更なるごみ減量の推進を図る。	充実	平成23年度に実施している、ごみゼロ化推進員より公募したモニタリングを実施した台所生ごみの水切りによる減量効果が実証されるので、この結果を市民に広報し、燃やすごみの減量を促すこととするため。	生ごみの水切り検証結果に基づく減量効果を周知し、燃やすごみの更なる減量を図る。
イ	ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る。	充実	平成23年度に設立した、ごみ分別指導員制度を活用し、一般市民、転入者等にごみ分別、ごみ減量のアドバイスを行う活動を継続的に取り組んでいくこととする。また、年度末及び年度初めには、庁舎内に特別コーナーを設置し、分別指導員によるごみ出しの基本的説明指導を行うこととする。	ごみ分別指導員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、更なる資源化率の向上を図る。
②	充実させる施策			
ア	一般家庭から排出される剪定枝を1束から回収し資源化することにより、燃やすごみの減量化を図る。	継続	平成23年度より1束からの資源化受付回収に拡大したことによる、燃やすごみの減量が大幅に図られたことから、継続的な取り組みが必要であるため。	一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。
イ	生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実化を図る。	継続	平成22年9月より、市内全域での戸別回収を開始し、引き続き生ごみ処理機購入補助金制度の活用による生ごみ処理機（乾燥型）の更なる普及を目指す必要があるため。	生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実化を図る。
ウ	JA・市内農産物取扱店と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。	継続	市内で農業を営む生産者への理解は定着しつつあり、生産物はJA・直売会場での販売や、大型スーパー（ヨーカドー）等での小金井地場野菜フェア会場での販売が行われており、引き続き、食品リサイクル堆肥利用への理解を今後更に深める必要があるため。	JA・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施策《案》	
施策の表題	移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
② 充実させる施策			
エ	生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を開催し、機器利用者の拡大と、継続した機器活用をフォローし、生ごみの減量を図る。	除外	平成23年度中に実施した回数及びその内容の充実を図る必要があるが、参加希望者がほとんどなく、今後の実施効果が期待されないため。
オ	町会、自治会等市民が自らが主体となり、大型生ごみ処理機を管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。	充実	町会、自治会等が自ら率先した大型生ごみ処理機を導入し、運営することによるごみの減量効果は大きく、特に、公務員住宅等の集合住宅居住者に対する理解を深めていただく必要があるため。
カ	中間処理場の展示会場の充実を図るとともに、エコロフェスタ等の開催を通じ、市民へのごみ減量化への理解を深める。	充実(複合)	小学校中学年クラスを中心とした環境教育「ごみ減量」を広く普及させるため、学校教育関係部局と連携した環境教育の充実を図ることにより、強いては子どもから保護者へごみ減量意識の大切さを深めていく狙いもある。また、近年、不燃系ごみの排出が多いことから、中間処理場内の見学も含めて環境教育を推進する必要があるため。既に各小・中学校に対し、出前講座活用に関する依頼文書は提出済み。
キ	教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。		
ク	事業者に対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用による事業系生ごみの減量を推進する。	継続	事業者(特に小規模で市の指定袋を利用する事業者)の制度活用がまだまだ少ないため、引き続き制度の活用を促し、事業所向けに生ごみ処理機の活用による減量化を推進させる必要があるため。
ケ	販売事業者(コンビニ、スーパー等)の特定容器等(ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等)の回収・処理の拡充を行う。	継続	販売事業者責任による特定容器等の回収・処分の徹底を促すことにより、一般家庭から排出されるごみの減量対策となるため。
			事業者に対する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。
			販売事業者(コンビニ、スーパー等)の特定容器等(ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等)の自主的な回収・処理の拡充を行う。

平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施策《案》		
施策の表題		移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
② 充実させる施策				
コ	市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機を幅広く活用し、給食残渣及び一般家庭の生ごみ投入活動による資源化を図る。	充実	既に定着しつつある、学校に設置の生ごみ乾燥機を活用した夏休み市民投入に加え、土曜日投入の活用を推進することによる、生ごみの更なる資源化に取り組む必要があるため。	市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの更なる資源化を図る。
サ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。	継続	リサイクル可能な粗大ごみの収集・販売事業の充実を図るため、市報、HP等の活用による呼びかけを継続した取り組みを行う必要があるため。	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。
③ 継続させる施策				
ア	単身者が居住する集合住宅において、管理会社、所有者等と連携し、ざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。	継続	単身者に限らず、集合住宅の居住者、または所有者等に対する排出指導の取り組みによる、更なるごみ減量が期待されるため。	集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、更なる適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。
イ	リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。	継続	現在、認定店舗数は8店舗にとどまっており、販売事業者と協働した発生抑制や、ごみ減量への取り組みを引き続き行う必要があるため。	リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
ウ	市施設ごみゼロ化行動計画を充実させ、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の抑制を図る。	継続	既に、行動計画に基づく取組みは開始され、今後は具体的減量目標を定める等、更なるごみ排出量の削減を目指す必要がある。また、学校施設に対しては、学校に勤務される職員への指導強化が求められているため。	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。
エ	「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況と生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策を周知する。	除外	特集号ごみ減量啓発コラム（ピックアップごみ減量アイデア）の掲載は開始され、ごみ減量施策等の広報活動は既に定着したものと判断されるため。	

平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施策《案》		
施策の表題		移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
③	継続させる施策			
オ	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、資源化率の向上と、ごみ減量化の市民意識の向上と活動の活性化を図る。	継続	引き続き広報活動等による行政サポートを行い、集団回収による資源化に取り組むべく市民意識の向上と活性化を更に広める必要があるため。	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。
カ	大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。	継続	事業者責任を明確にし、発生抑制と資源化の推進を強化するため、ごみゼロ化推進員による活動として継続させる必要があるため。	大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。
キ	一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。	除外	許可業者への指導は行政の責務であり、相互における適正管理運営が果たされているため。	
④	実施に向けて検討する施策	移行先	移行理由	施策の課題(改定文)
ア	ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みを行うこと。	除外	新たな実証実験の実施にあたっては、施設の設置に必要な用地の確保が困難であることなどから、現状としては実現が困難であると判断される。今後は、本市に最適かつ実現可能な総合的な生ごみ等の循環型モデル事業化のシナリオの提案を目指し、「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託」の調査結果を踏まえ、新たなごみ減量施策の検討を行うこととするため。	

平成24年度に新たに掲げる施策			
施策の表題		移行先	記載理由
①	新たに実施する施策		
ア	ごみの中に含まれる再使用可能なくつ、かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。	新たな取組	くつ、かばん類等、再使用可能品を資源回収することにより、不燃系ごみ処理量の削減に努める必要があるため。
イ	東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたさらなるごみ減量を図る。	新たな取組	未来を担う世代へのごみ減量意識向上を図るため、今後は若年層、特に子供への広報活動を強化することが肝要であり、そのためには、子供に親しみやすいキャラクターの活用が必要なため。

ごみ減量市民ワークショップのご案内

日頃は、ごみ減量等にご協力いただきましてありがとうございます。おかげさまで、平成22年度の小金井市の総ごみ量は1人1日当たり621gで、平成21年度に続き多摩地域で最小となりました。

ところで、小金井市では昨年10月に家庭から排出されるごみの組成調査を行いました。その結果、可燃ごみでは生ごみの割合が最高で66.1%の割合を占めた所もあり、生ごみの減量を考えることが、市の更なるごみの減量に繋がっていくこととなります。

そこで効果的な生ごみ減量策を検討するための、ワークショップを実施することとしました。生ごみの減量は、買い物の仕方、食材等の保管方法や調理方法等、さらには、水切りやたい肥化など、家庭内で行うことがたくさんあります。各家庭での取組や各人の考えなどを話し合い、家庭でできる生ごみ減量策を考えていきたいと思えます。

当日は参加者全員が発言できるように、複数のグループに分けて話し合いを進めていく予定です。話し合った結果は市の生ごみ減量の施策に反映してゆきたいと考えております。

皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、本事業は下記調査機関に委託しておりますので、問合せ及び申込は調査機関までお願いします。

日時：平成24年2月13日（月） 午前9時～12時まで

場所：小金井市役所 第2庁舎8階802会議室

募集人数：20名（団体の場合は各団体代表2名程度でお願いします）

【ワークショップの流れ】

1. あいさつ 9:00～9:10
2. 小金井市のごみの現状説明・組成調査等の説明 9:10～9:30
3. 生ごみ減量に対するワークショップ 9:30～11:20
4. 休憩 11:20～11:30
5. グループ代表発表 11:30～12:00

●担当：小金井市環境部ごみ対策課清掃係

電話：042-387-9835

●調査機関（問合せ・申込）

(株)ダイナックス都市環境研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TTK 西新橋ビル 3階

電話：03-3580-8221 FAX03-3580-8265

担当：宮川正文

